

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成27年6月9日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	小泉	仲之
同	水澤	仁

監査結果の報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

経済部，都市政策部，秋葉区役所

第3 監査の範囲

平成26年4月～平成27年2月末までの財務等に関する事務

第4 監査の実施時期

平成27年3月10日～平成27年6月9日

第5 監査の方法

財務に関する事務が，法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし，事務事業の経済性，効率性，有効性の観点からも監査を実施した。監査にあたっては，関係書類等を調査するとともに，関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

2 支出事務

違法，不当または不経済な支出はないか。

3 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

4 財産管理事務

公有財産，現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 その他

事務の執行において，経済性，効率性，有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか，また事業目的は達成されているか。

第6 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

1 指摘事項

(1) 施設使用にかかる許可手続きが漏れていたもの

(秋葉区地域課)

行政財産の使用にあたっては、使用者から行政財産使用許可申請書の提出を受け、行政財産使用許可書を交付した後でなければ使用させてはならないところ、下記のような事例があった。

新津地区市民会館内にある食堂設置部分について、前回の平成 24 年度第 2 期定期監査の際に、行政財産使用許可の手続きがなされていたが、新潟市行政財産目的外使用料条例に規定する「市長が特に必要があると認める場合」として使用料の全部を免除するにあたり、区長決裁ではなく、副市長決裁が必要との説明を受けていた。

さらに、平成 25 年度の新潟市財産条例の施行に伴い、財産管理事務説明会で使用許可の基準と合議について示され、「その他市長が必要と認めるとき」に該当する本件については、副市長決裁が必要であったところ、決裁をとらなかったばかりか、平成 25 年度・26 年度と使用許可の手続きを行わずに、施設を使用させていたことが判明した。

当該行政財産使用者が合併以前より長年使用形態を変えることなく、専ら市職員の福利厚生のために営業を続けていることから、平成 25 年度以降も使用を続けること自体については、秋葉区として異論はなかった。

これら一連の事務処理は、行政財産使用許可にかかる事務として極めて不適切であり、市民の信頼を大きく損なうものである。加えて、前回定期監査の際に、改善を求められた事項について、改善がなされていなかったものであり、定期監査の結果を組織的に共有し真摯に改善対応に取り組んでいない状況であったことは、甚だ遺憾である。

今後、財産管理に限らず、事務処理遅延や手続き漏れが生じないよう組織的なチェック体制を整備し、厳に適正な事務の執行に努められたい。

【合規性】

(2) 歳入の調定事務において、不適切な事務処理が行われていたもの

(秋葉区健康福祉課)

調定は収入原因の発生のおよそ速やかに行わなければならないが、また、歳入を収入するときは納入の通知をしなければならないところ、下記のような事例があった。

小須戸温泉健康センターにおいて、指定管理者が自主事業で食堂等を設置するにあたり、秋葉区健康福祉課に平成26年4月1日の日付で行政財産使用許可申請書を提出した。

指定管理者から申請書の提出を受け、使用許可を決定したときは、秋葉区健康福祉課は、速やかに新潟市財産条例に基づく調定を行うべきであった。しかし、大幅に事務処理が遅れ、11か月も放置されていた。さらに、平成27年3月5日に調定の入力作業をしたにもかかわらず、新潟市財産条例の規定に合わせるため、11か月も日付を遡り平成26年4月1日を調定日とし、併せて納期限の日付も遡らせていた。

結果として、納期限を10か月も過ぎた納入通知書が指定管理者に届くこととなった。

その他にも、調定の遡り事例が3件あった。

平成26年度遡り調定一覧

	行政財産使用料	建物貸付料		土地貸付料
	小須戸温泉健康センター 指定管理者:新潟ビルサービス(株)	小須戸介護支援センター事務所 (貸付期間:平成25年4月1日 ~平成28年3月31日)	地域包括支援センターこすど事務所 (貸付期間:平成25年9月14日 ~平成27年3月31日)	工事前仮設電源受電柱設置にかかる特別養護老人ホーム用地 (貸付期間:平成26年7月7日 ~平成26年10月20日)
	841,311円(3件分)	118,956円	118,956円	290円
申請日	平成26年4月1日	平成25年4月1日	平成25年9月14日	平成26年6月30日
調定入力した日	平成27年3月5日	平成26年5月23日	平成26年5月23日	平成27年1月30日(推定)
納付書発送日	平成27年3月5日	平成26年5月23日	平成26年5月23日	平成27年1月30日
調定日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年7月7日
納期限	平成26年4月30日	平成26年4月30日	平成26年4月30日	平成26年7月31日

※小須戸温泉健康センターについて

上記の調定金額「841,311円」は誤っており、「841,373円」が正しい。

また、歳入科目については、「建物貸付料」としていたが、「行政財産使用料」が正しい。

調定や納入通知の事務処理が遅れるような事態は避けるべきであった。また、年度当初まで調定日及び納期限を遡ることは、社会通念上の信義に反し、納入通知の有効性に疑いを生じさせる行為である。

調定したときは、地方自治法第231条等の規定に基づき、納入義務者に対し納入

の通知をしなければならない。納期限は地方自治法施行令第 154 条に規定する納入通知書の重要な構成要素であり、やむを得ず事務処理が遅れた場合でも、実際に納入義務者が納めることのできる納期限を定め、納入の通知を行うべきである。

今回の調定等の遡りは、事務の遅れを糊塗して形式的な体裁を保とうとしており、納入義務者に不利益が生じる恐れがあることを考慮していない。安易に書類上の形式を整えることなく、コンプライアンスを徹底し、市民の信頼確保に努められたい。

また、所管課は、業務の実態や進捗状況を把握し、事務処理遅延が生じないようにチェック体制の強化を図られたい。

【合規性】

○地方自治法第 231 条

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

○地方自治法施行令第 154 条

歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。

2 その他（軽微な事務処理誤り等）

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 29 件）については、関係所属長に通知し、改善又は検討を求めた。主な事務処理誤り等の類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

（1）収入事務に関すること（計 1 件）

- ・貸付料の収入年度誤り

（2）支出事務に関すること（計 7 件）

- ・時間外勤務手当の支給誤り

（3）契約事務に関すること（計 7 件）

- ・無効入札を有効と処理
- ・定められた期限を過ぎた契約締結
- ・契約に関する専決区分誤り

(4) 財産管理事務に関すること (計8件)

- ・ 行政財産使用料の算定誤り
- ・ 財産台帳未登録
- ・ 職員駐車場使用料減免にかかる専決区分誤り

(5) 指定管理に関すること (計3件)

- ・ 使用料の払込み遅延

(6) その他 (計3件)

- ・ つり銭準備金不一致

第7 意見

普通財産貸付にかかる無償貸付方針・基準について

(秋葉区総務課)

町内会館敷地の用に供するため本市が無償で貸し付けている財産について、その敷地にある町内会館が全国チェーンの大手学習塾の教室として週2回使われ、使用する道具は常に置かれたままであり、また、学習塾の看板が掲示されている状態である。

普通財産の無償貸付に関しては新潟市財産条例に「公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するため、当該公共的団体に貸付ける場合」と定められている。当該学習塾はホームページ等により広く生徒を募集し、受講料を徴収し営業している。利用実態に基づいた無償貸付要件に関する方針・基準がない現状では、本件が、新潟市財産条例の規定する無償貸付要件に該当するかしないかを判断することは困難であることから、制度所管課等と協議したうえで、適切な財産管理を行うための対応を検討されたい。

【有効性】